平成２８年（フ）第３３３号
熊本市中央区大江１丁目12番５号　サングレース３－Ｂ
債務者　叶　　順子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3159番地
債務者　是澤　克子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２号
宮崎県日南市大字富土3879番地２、前住所宮崎県日南市大字富土3880番地
債務者　川床　隆則
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３２１号
鹿児島県日置市伊集院町郡2018番地　コーポアリマ202
債務者　水間　代子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市坂之上３丁目12番64号（コーポＹＳＳ203号）
債務者　藤井小百合
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
沖縄県浦添市当山２丁目14番19―201号　当山ハイツ
債務者　城間　真帆
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８４号
岩手県花巻市金矢第５地割1045番地
債務者　金野　　広
法定代理人補助人　中居あさみ
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１７０号
長野県松本市宮田21番４－１号　メゾン令202号
債務者　宮澤　敏子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２３号
兵庫県伊丹市西野６丁目160番地ソレイユ伊丹102号
債務者　丸橋きよみ
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
奈良県磯城郡川西町大字結崎229番地の４　サニーコート結崎Ａ202号、前住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂740番地の１
債務者　阪川　和枝
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
神奈川県逗子市新宿３丁目13番34号　井上敦雄方、住民票上の住所徳島県徳島市万代町６丁目23番地の１
債務者　近藤　真里
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
福岡県宮若市長井鶴409番地１
債務者　後藤　正敏（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２８８号
大分県別府市大字内竈169番地の３
債務者　佐藤征久美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４８号
栃木県那須塩原市睦105番地101
債務者　小山田秋男
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３７号
長野県佐久市岩村田1903番地１　若宮いずみハイツ103
債務者　藤本明日香（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４８０号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町13番50―105号
債務者　平本　和久
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係